

令和 5 年（2023 年）第四回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第 2 6 8 号	件名：熊本市老人福祉センター条例の一部改正について
	<改正理由> 西老人福祉センター、南老人福祉センター、川上老人福祉センター及び河内老人福祉センターを廃止するため、所要の改正を行うもの <改正内容> 西老人福祉センター、南老人福祉センター、川上老人福祉センター及び河内老人福祉センターの廃止 <施行日> 令和 6 年 4 月 1 日

熊本市老人福祉センター条例（昭和４８年条例第３８号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考															
第1条・第2条（略） （名称及び位置） 第3条 老人福祉センター（以下「センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。	第1条・第2条（略） （名称及び位置） 第3条 老人福祉センター（以下「センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。	・ 今後、官民連携事業や身近な活動の場における支援などにより、効果的な介護予防の推進を図っていく。 ・ 近年、老人福祉センターの施設の老朽化や、利用者の減少・固定化が進んでおり、コスト面からも施設運営の見直しが必要。 ↓ ★耐震性能不足が判明した4施設（西、南、川上、河内）については、指定管理期間が終了する令和5年度末をもって廃止する。 ※その他の6施設は運営を継続する。ただし、今後は大規模な改修は行わず、運営に使用をきたす施設故障や損害があった時点で用途廃止を検討する。															
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>熊本市東老人福祉センター</td><td>熊本市東区健軍本町31番20号</td></tr><tr><td>熊本市北老人福祉センター</td><td>熊本市北区八景水谷1丁目2番6号</td></tr></table>	名称		位置	熊本市東老人福祉センター	熊本市東区健軍本町31番20号	熊本市北老人福祉センター	熊本市北区八景水谷1丁目2番6号	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>熊本市東老人福祉センター</td><td>熊本市東区健軍本町31番20号</td></tr><tr><td>熊本市北老人福祉センター</td><td>熊本市北区八景水谷1丁目2番6号</td></tr></table>	名称	位置	熊本市東老人福祉センター	熊本市東区健軍本町31番20号	熊本市北老人福祉センター	熊本市北区八景水谷1丁目2番6号			
名称	位置																
熊本市東老人福祉センター	熊本市東区健軍本町31番20号																
熊本市北老人福祉センター	熊本市北区八景水谷1丁目2番6号																
名称	位置																
熊本市東老人福祉センター	熊本市東区健軍本町31番20号																
熊本市北老人福祉センター	熊本市北区八景水谷1丁目2番6号																
<u>【削る】</u>	<u>熊本市西老人福祉センター</u>																
	<u>熊本市南老人福祉センター</u>																
	<u>熊本市川上老人福祉センター</u>																
	<u>熊本市河内老人福祉センター</u>																
<table><tr><td>熊本市天明老人福祉センター</td><td>熊本市南区銭塘町2172番地</td></tr><tr><td>熊本市西里老人福祉センター</td><td>熊本市北区徳王町870番地</td></tr><tr><td>熊本市城南老人福祉センター</td><td>熊本市南区城南町宮地1050番地</td></tr><tr><td>熊本市富合老人福祉センター</td><td>熊本市南区富合町木原2319番地</td></tr></table>	熊本市天明老人福祉センター	熊本市南区銭塘町2172番地	熊本市西里老人福祉センター	熊本市北区徳王町870番地	熊本市城南老人福祉センター	熊本市南区城南町宮地1050番地	熊本市富合老人福祉センター	熊本市南区富合町木原2319番地	<table><tr><td>熊本市天明老人福祉センター</td><td>熊本市南区銭塘町2172番地</td></tr><tr><td>熊本市西里老人福祉センター</td><td>熊本市北区徳王町870番地</td></tr><tr><td>熊本市城南老人福祉センター</td><td>熊本市南区城南町宮地1050番地</td></tr><tr><td>熊本市富合老人福祉センター</td><td>熊本市南区富合町木原2319番地</td></tr></table>	熊本市天明老人福祉センター	熊本市南区銭塘町2172番地	熊本市西里老人福祉センター	熊本市北区徳王町870番地	熊本市城南老人福祉センター	熊本市南区城南町宮地1050番地	熊本市富合老人福祉センター	熊本市南区富合町木原2319番地
熊本市天明老人福祉センター	熊本市南区銭塘町2172番地																
熊本市西里老人福祉センター	熊本市北区徳王町870番地																
熊本市城南老人福祉センター	熊本市南区城南町宮地1050番地																
熊本市富合老人福祉センター	熊本市南区富合町木原2319番地																
熊本市天明老人福祉センター	熊本市南区銭塘町2172番地																
熊本市西里老人福祉センター	熊本市北区徳王町870番地																
熊本市城南老人福祉センター	熊本市南区城南町宮地1050番地																
熊本市富合老人福祉センター	熊本市南区富合町木原2319番地																
第4条～第17条（略） 附 則（略）	第4条～第17条（略） 附 則（略）																

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

老人福祉センター見直しの進捗状況について

【高齢福祉課】

1 老人福祉センター見直しの説明の状況

(1) 利用団体、個人利用者への説明及び活動場所の調整について

8月以降、順次各サークルへの説明を実施。次の活動先の希望を聴取。

次の活動先の調整を進めているところ。

施設	調整状況	次の活動場所
西	<利用団体：2団体> 活動場所の調整を継続 <個人利用者：0人> 個人利用なし	西部交流センター、西里老人福祉センターなどにて調整中
南	<利用団体：10団体> 8団体調整済。2団体及び老人クラブについて調整を継続 <個人利用者：15人> ご自分でご移動可能な方は他の老人福祉センターを利用。 移動が困難な方は市が実施しているデマンドタクシーである「チョイソコくまもと西南」の利用案内や、今後ささえりあなどと連携し、介護サービスの検討も実施する。	主に川尻公会堂。 南部万年青会館 天明老人福祉センター 介護施設（送迎・入浴サービスなど）
川上	<利用団体：14団体> 10団体調整済。4団体については、調整を継続。ささえりあ主催講座についても、別場所での継続実施を協議中。 <個人利用者：15人> 他の入浴施設を利用されている方が多いため、廃止後はその他の施設を利用。	主に西里老人福祉センター。 勤労青少年ホームや地域公民館等においても調整 西里老人福祉センター。 合志市の弁天や老人憩の家などの入浴施設
河内	<利用団体：1団体> 温泉利用に合わせて活動。 廃止後は活動終了の意向。 <個人利用者：20人> 他の入浴施設をご利用の方もおられるが、今後も引き続き聞き取りを継続する。	地域コミュニティセンターや河内公民館など 西部交流センター 天水などの入浴施設

2 存続要望等について

(1) 南老人福祉センター

①川尻校区自治協議会

7月26日 存続の要望書の提出

9月25日 川尻校区自治協議会役員会にて回答書を手交。

9月29日 川尻校区自治協議会にて回答内容の説明を実施

⇒ その後、自治協議会会長との面会を複数回実施。

廃止の方向性については、概ねご了承いただいている。

廃止にあたっては、今後の高齢者施策の充実、利用者への活動継続への丁寧な支援について要望あり。

②川尻校区老人クラブ楽寿会連合会

9月議会 存続に関する陳情書

11月9日 高齢福祉課と協議

⇒ 施設存続について引き続き要望あり。今後も協議を継続

※ 川尻校区自治協議会の構成団体の一つ。

(2) 河内老人福祉センター

①利用者

7月25日 存続要望 100名の署名提出

10月31日 存続要望 253名の署名提出

⇒ 河内温泉の存続を引き続き要望されており、老人福祉センターにおいて個別に説明及び聞き取りを継続しているところ。今後も継続して理解を求める。

②地域、自治会

10月31日 存続要望 河内校区第7町内自治会 182名の署名提出

11月14日 河内校区第7町内自治会長と面会。

⇒ 施設の廃止については理解を示された。今後、何かしら地域の活性化に対する支援をしてほしい旨の要望あり。

11月30日 河内校区自治会連合会及び芳野校区自治会連合会から用途廃止に対する要望書提出

⇒ 施設廃止については了承された上で、施設廃止の期限の延期を要望
また、利用者への丁寧な対応について要望あり

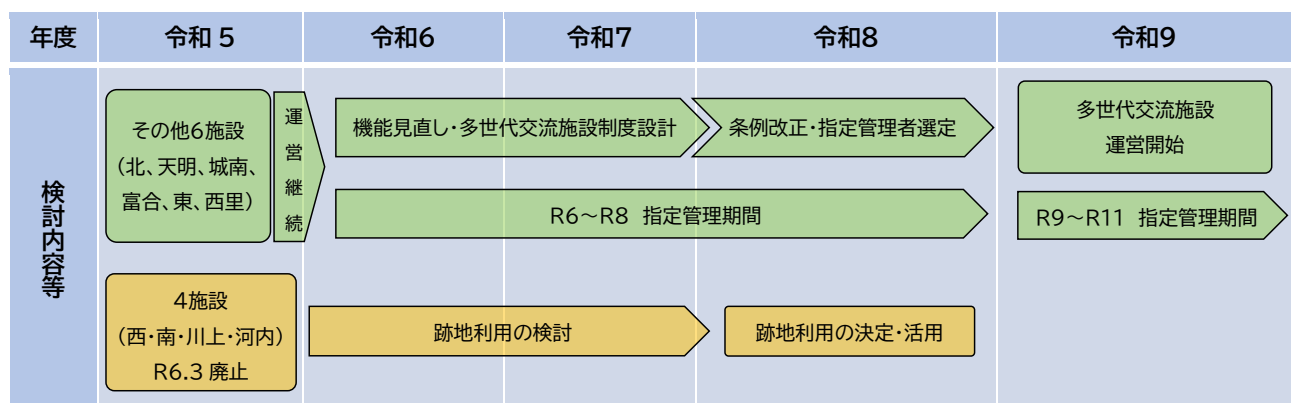
③温泉給湯組合

9月2日 説明会実施

11月13日 会長及び役員2名と協議

⇒ 市側から、令和5年第4回定例会にて廃止議案を提出すること、及び今後の河内のまちづくりの観点や地域活性化の観点などから議論の場を設けさせていただきたい旨を説明。温泉存続の方策等について、今後も協議を継続していくもの。

3 今後のスケジュールについて (案)



公共施設の用途廃止及びその他事業の廃止等に伴う
標準的な事務手続きについて
(案)

令和5年(2023 年)12月
総務局・財政局

策定の趣旨

本市では、高度経済成長期及び人口増加が著しかった昭和 50 年代を中心に、増加する人口や多様化する市民ニーズに対応するため、公共建築物を集中的に整備してきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化による年齢構成の変化により、社会構造や市民ニーズが大きく変化することが見込まれ、行政サービスのあり方についても見直すことが必要な状況です。

さらに、これまで整備してきた公共施設の老朽化も確実に進行しており、近い将来、これらの施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の費用が必要となることが想定されます。

財政面においては、今後の人口減少の影響による市税収入の減少や少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加等により、全ての公共施設を現状の規模で維持する前提では、施設の維持更新費用を捻出することが困難な状況になることが懸念されます。

このため、今後、施設の維持更新費用を適正な水準に抑えていくことは、重要な課題であると考え、「熊本市公共施設等総合管理計画」を策定し、本市の資産状況を適切に把握し、既存施設の長寿命化さらには更新の際の規模適正化や施設の統廃合による総コストの抑制に向けて取り組んでいます。

そのような中、令和 5 年(2023 年)第 4 回定例会に上程された老人福祉センターの廃止議案については、「廃止という重大な事案について議論が尽くされていない」、「市民への影響が大きい見直しについては拙速にならないよう、過去にも指摘をしてきた」など丁寧な説明や議論が深まるよう努めるべきとの意見がありました。

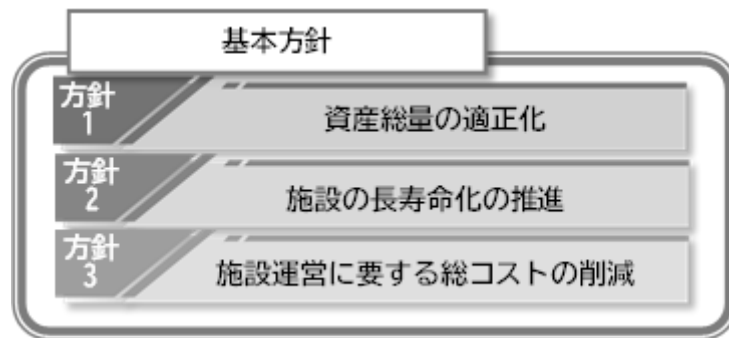
このようなことから、「公共施設の用途廃止及びその他事業の廃止等に伴う標準的な事務手続き」を策定することとしました。

公共施設の用途廃止及びその他事業の廃止等に伴う標準的な事務手続き

I 公共施設の用途廃止について

1 熊本市公共施設等総合管理計画

本市では、市の資産状況を適切に把握し、既存施設の長寿命化を図るとともに、総コストの抑制に向けた取組の指針として、「熊本市公共施設等総合管理計画」を策定し、以下の3つの基本方針に基づき、様々な取組を推進している。



このうち、「資産総量の適正化」については、公共建築物の総延床面積を40年間で20%削減することを目標として設定している。

この削減目標を実現するため、既存施設の用途廃止や、更新・大規模改修等を契機とした複合化や機能集約、規模適正化などに取り組むこととしており、その際には、実際に施設を利用する市民等のニーズ把握と情報共有に努めることが重要である。

2 標準的な事務手続き

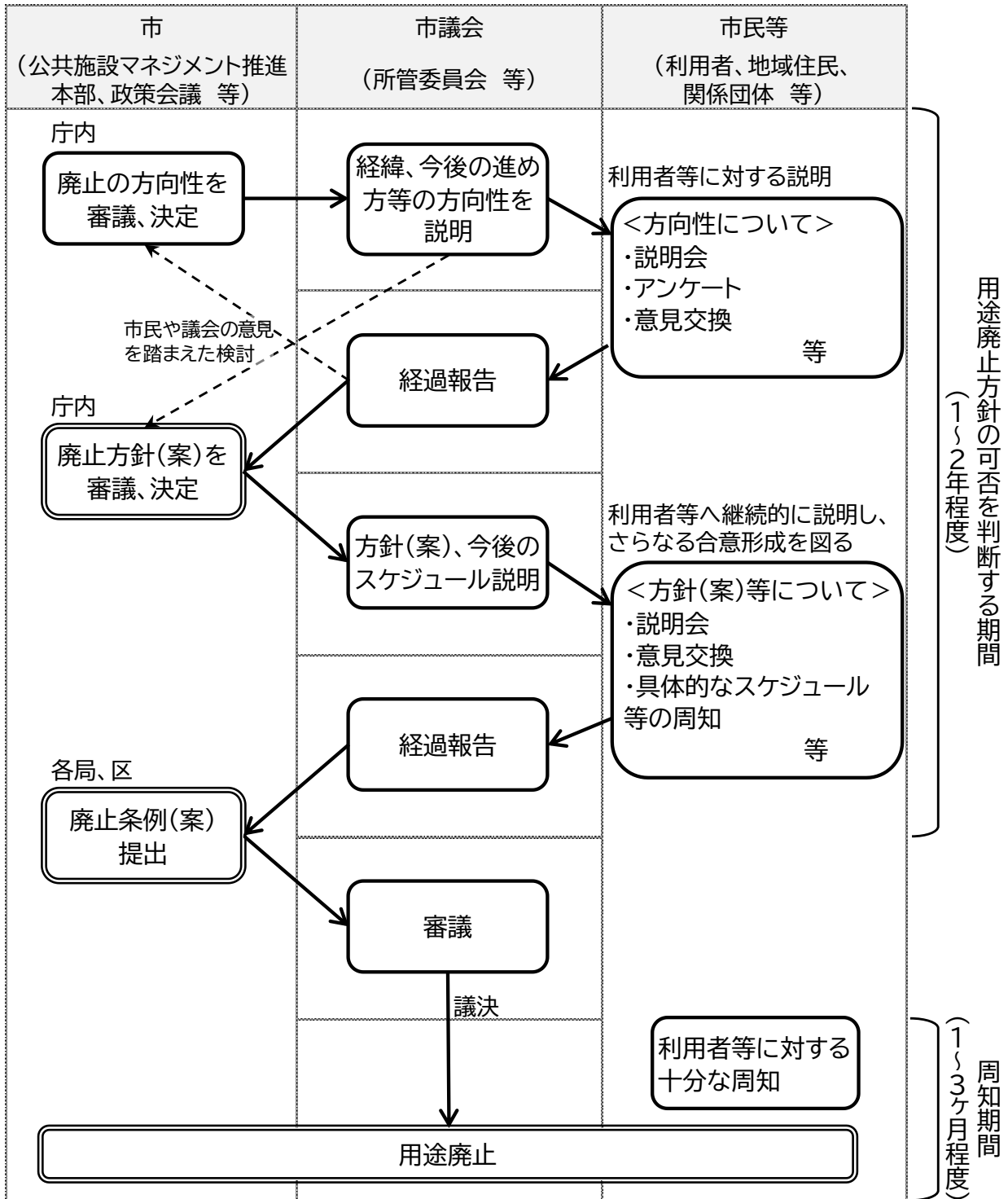
公共施設の用途廃止を行う場合には、その可否について多角的な検討並びに市民等及び議会に対して丁寧な説明が重要であることから、「公共施設の用途廃止に伴う標準的な事務手続き」を全庁的に示し、施設の規模、性質、地域性等を十分に考慮したうえで進めていくこととする。

II その他事業等の廃止・縮小等について

公共施設以外に係る市の事業等について廃止・縮小等をする場合においても、その可否について多角的な検討並びに市民等及び議会に対して丁寧な説明が重要であることから、「公共施設の用途廃止に伴う標準的な事務手続き」に準じて取り扱うものとする。

なお、自然災害やその他の理由により、緊急に廃止・縮小等を行う事業等が生じた場合は、その理由やスケジュールを付して丁寧に説明しながら進める。

公共施設の用途廃止に伴う標準的な事務手続き



【留意事項】

- ・ 当フローは標準的な流れを示すものであるため、個別施設の廃止までの事務手続きのスケジュールについては、施設の規模、性質、地域性等を十分考慮したうえで、各局、区において判断する。
- ・ 特に被災による損傷等のため、安全性の面から緊急を要する場合等は、個別に判断する。
- ・ 当フローは公共施設以外に係る市の事業等について廃止・縮小等をする場合において準用する。
- ・ 市の事業等に準用する場合において、自然災害やその他の理由により、緊急に廃止・縮小等を行う事業等が生じた場合は、その理由やスケジュールを付して丁寧に説明しながら進める。

令和 5 年（2023 年）第四回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第 2 6 9 号	件名：熊本市高齢者生きがい作業所条例の一部改正について
	<改正理由> 京町高齢者生きがい作業所を廃止するため、所要の改正を行うもの <改正内容> 京町高齢者生きがい作業所の廃止 <施行日> 公布の日

熊本市高齢者生きがい作業所条例（平成19年条例第34号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考																										
（設置） 第1条 本市は、高齢者がその知識と経験を活かし、希望と能力に応じた生産的又は創造的活動に参加することによって老後の生きがいを高め、もってその生活を健康で豊かなものにするため、熊本市高齢者生きがい作業所（以下「作業所」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 作業所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>熊本市花園高齢者生きがい作業所</td><td>熊本市西区花園7丁目19番1号</td></tr><tr><td>熊本市東部高齢者生きがい作業所</td><td>熊本市東区健軍3丁目13番10号</td></tr><tr><td>熊本市南部高齢者生きがい作業所</td><td>熊本市南区川尻4丁目7番12号</td></tr></table> 【削る】 <table><tr><td>熊本市水前寺高齢者生きがい作業所</td><td>熊本市中央区水前寺4丁目47番49号</td></tr><tr><td>熊本市西部高齢者生きがい作業所</td><td>熊本市西区高橋町1丁目5番11号</td></tr></table> 第3条～第9条 （略） 附 則 （略）	名称	位置	熊本市花園高齢者生きがい作業所	熊本市西区花園7丁目19番1号	熊本市東部高齢者生きがい作業所	熊本市東区健軍3丁目13番10号	熊本市南部高齢者生きがい作業所	熊本市南区川尻4丁目7番12号	熊本市水前寺高齢者生きがい作業所	熊本市中央区水前寺4丁目47番49号	熊本市西部高齢者生きがい作業所	熊本市西区高橋町1丁目5番11号	（設置） 第1条 本市は、高齢者がその知識と経験を活かし、希望と能力に応じた生産的又は創造的活動に参加することによって老後の生きがいを高め、もってその生活を健康で豊かなものにするため、熊本市高齢者生きがい作業所（以下「作業所」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 作業所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>熊本市花園高齢者生きがい作業所</td><td>熊本市西区花園7丁目19番1号</td></tr><tr><td>熊本市東部高齢者生きがい作業所</td><td>熊本市東区健軍3丁目13番10号</td></tr><tr><td>熊本市南部高齢者生きがい作業所</td><td>熊本市南区川尻4丁目7番12号</td></tr><tr><td>熊本市京町高齢者生きがい作業所</td><td>熊本市中央区京町2丁目8番4号</td></tr><tr><td>熊本市水前寺高齢者生きがい作業所</td><td>熊本市中央区水前寺4丁目47番49号</td></tr><tr><td>熊本市西部高齢者生きがい作業所</td><td>熊本市西区高橋町1丁目5番11号</td></tr></table> 第3条～第9条 （略） 附 則 （略）	名称	位置	熊本市花園高齢者生きがい作業所	熊本市西区花園7丁目19番1号	熊本市東部高齢者生きがい作業所	熊本市東区健軍3丁目13番10号	熊本市南部高齢者生きがい作業所	熊本市南区川尻4丁目7番12号	熊本市京町高齢者生きがい作業所	熊本市中央区京町2丁目8番4号	熊本市水前寺高齢者生きがい作業所	熊本市中央区水前寺4丁目47番49号	熊本市西部高齢者生きがい作業所	熊本市西区高橋町1丁目5番11号	【高齢者生きがい作業所とは】 ・昭和55年に開設され、「生きがいと創造の事業」として陶芸、園芸、手芸、木彫の4つの講座を市主体で実施してきた。 ・平成25年度で「生きがいと創造の事業」を廃止したが、生きがい作業所あり方検討会の実施を経て、現在はOB会の活動等のために施設の利用が継続されている。 ・事業廃止以降は、施設のみ継続されているが、原則として修繕等是不行わないこととなっている。 ＜今回の改正＞ ・京町生きがい作業所は、陶芸窯はなく、自治会による地域利用のみでOB会の利用はなく、ここ数年は地域利用の頻度も少なくなっている状況。 ・令和4年11月、ブレーカーから出火した形跡が確認され、以降送電を停止している。 ↓ 生きがい作業所としての利用がなく、その他の利用実績も少ないこと、また経年劣化による老朽化が進んでいることから、京町生きがい作業所を廃止する。
名称	位置																											
熊本市花園高齢者生きがい作業所	熊本市西区花園7丁目19番1号																											
熊本市東部高齢者生きがい作業所	熊本市東区健軍3丁目13番10号																											
熊本市南部高齢者生きがい作業所	熊本市南区川尻4丁目7番12号																											
熊本市水前寺高齢者生きがい作業所	熊本市中央区水前寺4丁目47番49号																											
熊本市西部高齢者生きがい作業所	熊本市西区高橋町1丁目5番11号																											
名称	位置																											
熊本市花園高齢者生きがい作業所	熊本市西区花園7丁目19番1号																											
熊本市東部高齢者生きがい作業所	熊本市東区健軍3丁目13番10号																											
熊本市南部高齢者生きがい作業所	熊本市南区川尻4丁目7番12号																											
熊本市京町高齢者生きがい作業所	熊本市中央区京町2丁目8番4号																											
熊本市水前寺高齢者生きがい作業所	熊本市中央区水前寺4丁目47番49号																											
熊本市西部高齢者生きがい作業所	熊本市西区高橋町1丁目5番11号																											

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年（2023 年）第四回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第 2 7 0 号	件名：熊本市旅館業法施行条例の一部改正について
	<改正理由> 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 2 号）の施行による旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。 <改正内容> 第 3 条第 1 項及び第 4 条中「及び第 3 条の 3 第 3 項」を「、第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項」に改める。 第 7 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。 <施行日> 公布の日

熊本市旅館業法施行条例（平成１２年条例第３０号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
（趣旨） 第１条 この条例は、旅館業法（昭和２３年法律第１３８号。以下「法」という。）及び旅館業法施行令（昭和３２年政令第１５２号。以下「政令」という。）の規定に基づき、旅館業の衛生措置の基準等について、必要な事項を定めるものとする。 第２条 （略） （施設の指定） 第３条 法第３条第３項第３号（法第３条の２第２項、<u>第３条の３第２項及び第３条の４第３項</u>において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。 （１） 図書館法（昭和２５年法律第１１８号）第２条に規定する図書館 （２） 博物館法（昭和２６年法律第２８５号）第２条第１項の博物館及び同法第３１条第１項の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの	（趣旨） 第１条 この条例は、旅館業法（昭和２３年法律第１３８号。以下「法」という。）及び旅館業法施行令（昭和３２年政令第１５２号。以下「政令」という。）の規定に基づき、旅館業の衛生措置の基準等について、必要な事項を定めるものとする。 第２条 （略） （施設の指定） 第３条 法第３条第３項第３号（法第３条の２第２項、<u>及び第３条の３第３項</u>において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。 （１） 図書館法（昭和２５年法律第１１８号）第２条に規定する図書館 （２） 博物館法（昭和２６年法律第２８５号）第２条第１項の博物館及び同法第３１条第１項の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの	○旅館業法【令和５年法律第５２号による改正後ver.】 （営業の許可） 第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。 ２ 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。 一～八 （略） ３ 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。 一 二 三 <u>社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの</u> ４ 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、<u>前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（…）については、当該学校が大学附置の国立学校（…）又は地方独立行政法人法（…）が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（…）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（…）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（…）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。</u>

(3) 熊本市公民館条例（昭和43年条例第16号）第2条第1項の表に掲げる公民館及び同条第2項の規定により設置した分館 (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年教育施設、スポーツ施設等で、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるものとして市長が指定したもの 2 市長は、前項第4号の規定による指定を行ったときは、直ちにその旨を告示するものとする。 （施設について意見を求める者） 第4条 法第3条第4項（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、次に掲げるとおりとする。 (1) 当該施設の設置者が国であるときは、当該施設の長 (2) 当該施設の設置者が地方公共団体であるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会 (3) 前2号に掲げる施設以外の施設	(3) 熊本市公民館条例（昭和43年条例第16号）第2条第1項の表に掲げる公民館及び同条第2項の規定により設置した分館 (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年教育施設、スポーツ施設等で、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるものとして市長が指定したもの 2 市長は、前項第4号の規定による指定を行ったときは、直ちにその旨を告示するものとする。 （施設について意見を求める者） 第4条 法第3条第4項（法第3条の2第2項 及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、次に掲げるとおりとする。 (1) 当該施設の設置者が国であるときは、当該施設の長 (2) 当該施設の設置者が地方公共団体であるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会 (3) 前2号に掲げる施設以外の施設	5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。 6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。 （旅館業を譲渡する場合の地位の承継） 新設 第三条の二 前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継する。 2 前条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「譲受人」と読み替えるものとする。 （法人の合併の場合の地位の承継） 旧第三条の二 第三条の三 営業者たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。 2 第三条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と読み替えるものとする。 （相続の場合の地位の承継） 旧第三条の三 第三条の四 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。 3 第三条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、第一項の承認について準用する。 4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る営業者の地位を承継する。 <条例第3条第1項、第4条> ・法改正により、営業者の地位の承継のメニューに新たに「譲渡」が加わった。 ・譲渡の場合も、合併・分割・相続の場合と同様に法第3条第2項～第6項の規定を準用することとなるため、条例も合わせて改正する。
---	---	---

であって、当該施設について監督官庁があるときは、当該監督官庁 (4) 前3号に掲げる施設以外の施設については、市長 第5条・第6条 (略) (宿泊を拒むことができる事由) 第7条 法第5条第1項第4号に規定する条例で定める事由は、次に掲げるとおりとする。 (1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は著しく異常な言動をしており、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあること。 (2) 宿泊しようとする者が身体又は衣服が著しく不潔であるため他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあること。 附 則 (略)	であって、当該施設について監督官庁があるときは、当該監督官庁 (4) 前3号に掲げる施設以外の施設については、市長 第5条・第6条 (略) (宿泊を拒むことができる事由) 第7条 法第5条 第3号に規定する条例で定める事由は、次に掲げるとおりとする。 (1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は著しく異常な言動をしており、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあること。 (2) 宿泊しようとする者が身体又は衣服が著しく不潔であるため他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあること。 附 則 (略)	○旅館業法【令和5年法律第52号による改正後ver.】 第五条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。 一 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。 二 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。 三 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。新設 四 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。 2 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。新設 <条例第7条> ・法改正により条項ずれが発生することに伴う改正。
--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。